

**板橋区在宅医療・介護連携情報共有における
ICT 活用ガイドライン**

令和 5 年 3 月
(令和 6 年 12 月改訂)

板橋区

第 1 章 ガイドライン策定の背景と目指す将来像

1. ガイドライン策定の背景

板橋区では急速に進んでいる高齢化を前に、重点戦略の一つでもある DX 推進の一環として、医療・介護連携の ICT※活用を推進することとしています。

「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023（令和 3 年 4 月）」では、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携体制を構築する視点から、ICT の活用を施策の方向性として記載しています。その一方で、既に区内の医療機関・介護施設等の一部では、病院と診療所での連携や在宅医療における職種間コミュニケーションなどへの ICT 活用は始まっています。

本ガイドラインは、国のガイドラインに基づいた安全対策や個人情報保護を踏まえた上で、区の目指すべき将来像や考え方などを示すものです。本ガイドラインを区内の医療・介護関係者と共有・推進することで、ICT を活用した多職種連携を充実させ、さらなる区内の医療・介護連携の推進に繋がります。

※ICT(Information and Communication Technology)：情報通信技術のこと。

2. 区の目指す将来像

2025 年、さらにその先に向けて高まる医療需要に対応できる医療提供体制の実現と地域包括ケアシステム構築の推進に向けては、医療機関・介護施設等が ICT を活用し、緊密に連携することが必要です。区が目指す ICT を活用した多職種連携の将来像の実現には以下の 3 点を満たす必要があります。

- ① 区民（患者とその家族）を中心に、在宅医療・介護において相互に必要な情報連携を効率的かつ効果的に行えていること。
- ② 感染症や災害時における継続的なサービス提供、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の観点を持った在宅の看取りにも有効に活用されていること。
- ③ 区全域に加え、近隣他区間との患者流出入を踏まえて、他区との情報連携が行われていること。

第2章 推進手法

1. 基本的な考え方

区では板橋区医師会が事務局となり、情報共有システムの運用を一部で開始しています。一方で区内の医療機関や介護施設では、独自に情報共有システムを導入しているところもあり、異なるシステム同士の連携が課題となっています。

東京都は令和2年11月より「多職種連携ポータルサイト」を開設し、在宅療養中の患者を支える多職種連携システム（MCS、TRITRUS、バイタルリンク、まごころネット等）が、患者によって異なっている場合でも、一元的に患者情報の更新状況を確認でき、円滑に各システムの患者情報へアクセスできるシステムを構築しました。

50万人を超える区民が居住し、医療機関・介護施設等が2,000を超える板橋区において、単一で巨大なネットワークシステムを新たに構築することは現実的ではありません。

医療と介護の連携体制は、地域ごとの現状・特色・ニーズを踏まえて構築されつつあります。東京都の「多職種連携ポータルサイト」を活用しながら、地域が独自で運用する情報共有システムを区が支援していくことが、望ましい将来像と考えます。

2. ガイドラインの位置づけ

ICTを活用した多職種連携の適正な取扱いについては、既に厚生労働省が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、経済産業省及び総務省が「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」を定めています（以下、「3省2ガイドライン」）。

本ガイドラインは各医療機関・介護施設等において、「3省2ガイドライン」にて定められた、医療情報の適切な取扱いのための措置を講じていることが前提条件となります。

また、区で情報共有システムを活用した多職種連携を推進していくにあたり必要となる事項を定め、患者の在宅療養生活を支えていくためのICT利用促進と普及を図ることを目的とします。

また、本ガイドラインは区内外を問わず、区民に関わる医療・介護関係者を対象とします。

3. 本ガイドラインの対象

（1）前提条件

政府が定める以下の3省のガイドライン（厚生労働省、総務省、経済産業省）を満たしていること。

- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（医療機関・介護施設向け）

- 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン（システム事業者向け）

（２）対象

複数の医療機関や介護施設が参加して、ICT の利用により診察、ケアの記録、画像等の患者情報を共有する「オンラインネットワークシステム」を指します。

4. 東京都多職種連携ポータルサイトの活用

（１）東京都多職種連携ポータルサイトとは

ICT を活用した情報共有のためのポータルサイトで令和２年 11 月から開始されています。「多職種連携タイムライン」と「転院支援サイト」の２つがあり、地域の医療・介護関係者や医療機関間の広域的な連携（情報共有）を促進します。

① 多職種連携タイムライン

患者ごとにシステムが異なっている場合でも、一元的に患者情報の更新状況を確認でき、円滑に各システムの患者情報へアクセスできる仕組みです。

複数システムを利用する場合の業務の煩雑さが軽減され、医療・介護関係者の利用増が図られます。また、多くの地域との情報共有が必要となる病院の参画が促進されます。

② 転院支援サイト

転院元病院と受入側病院双方からのアプローチ機能を備えた退院予定患者の受入れマッチングを行う仕組みです。

空床情報等を踏まえた転院候補先の検索や、転院候補先からのアプローチが可能となり、効率的な転院先の選定が可能になります。

（２）ポータルサイトの活用に対する区の考え方

区はポータルサイトの利用普及・利用効果等について、関係機関と協力しながら効果的な活用支援を検討し、実施していきます。

第3章 ICTによる多職種連携

1. 連携のための基本事項

(1) 患者のための連携であること

医療や介護サービスを受ける主体は、患者であることを常に考えることが必要です。患者を中心として、日頃から関係者が相互に協力し合える体制作りが重要です。

(2) 支援に関わる全ての職種が積極的に連携を図ること

実効性のある医療・介護連携には、情報共有システムの利用を医師と看護師だけ、居宅介護支援事業所と訪問看護ステーションだけといったように限定するのではなく、歯科医師や薬剤師、介護従事者など、支援に関わる多様な職種がシステムを利用できるようにすることが必要です。

一部の職種だけでなく、システムを利用するすべての職種が積極的に情報交換するようにしましょう。

【主なシステム利用者】

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリ職・介護職・MSW・相談員・介護支援専門員など

(3) 確実な本人同意と適切な個人情報の取扱いを行うこと

情報共有システムで、自らが有する患者本人の病状やケアの内容等の個人情報を、第三者となる関係者間で共有することについて本人が同意していることが必要です。

本人の同意を利用同意書で得るとともに、その個人情報の取り扱いについては、個人情報保護や職務上知り得た秘密の漏洩に関する法令等を遵守しなければなりません。

※ 利用同意書については、別紙様式を参考にしてください。

2. 情報共有システムを活用した多職種連携について

(1) 情報共有システムとは

インターネットを活用したクラウド型情報共有システムです。

【特徴】

- ・ 関係機関（参加者）の状況を気にすることなく情報提供することができる。
- ・ 一度の書き込みで、複数の関係機関（参加者）と情報共有することができる。
- ・ 様子や症状などについて口頭や文章では伝え難い場合、写真や動画を添付するこ

とで伝え易い方法を取ることができる。

- ・ 計画書や連絡票などの書類を添付して書き込むことで、複数の関係機関（参加者）に一度に送付できる。
- ・ チームとして患者に対しての目的、目標を共有することができる。

（２）対象となる患者とは

例えば多職種が関わっていて、随時、情報連携が必要なケースなど、多くの支援を必要とする患者情報を共有し、支援に活かすことを想定しています。

【対象となる患者の例】

- ・ 医療依存度の高い方
- ・ 意思疎通が難しい方
- ・ 認知症の方
- ・ 精神的に不安定な方
- ・ 2か所以上の医療機関に通院され、お薬を飲まれている方、サプリメントや健康食品を複数服用されている方
- ・ ターミナルケアや緩和ケアが必要な方
- ・ 状態変化の激しい方 など

（３）患者の状況・状態変化への対応とは

患者の置かれている状況や状態は日々変化します。医療・介護の分野を問わず様々な場面を想定しています。

【対象となる連携場面の例】

- ・ 入退院支援
- ・ 現状の情報提供が必要な場合
- ・ 医療側へ、または介護側への確認事項や質問がある場合
- ・ 会議等の調整
- ・ 虐待を疑うケース など

第4章 情報共有システムの活用におけるルール及び責任について

1. 情報共有システムの利用にあたって

(1) 緊急時や急変時の連絡について

情報共有システムは、関係職種間の情報共有及び関係職種が円滑にコミュニケーションを取るために便利なシステムですが、システムへの各職種個々のログイン状況などにより、情報の周知に時間を要する場合があります。

特に、医師へ連絡する場合は、診療時間中の閲覧や書き込みは困難であることに留意が必要です。

そのため、緊急時や急変時など、速やかに連絡を取る必要がある場合には、電話やFAXを併用してください。

(2) 情報共有システム活用時の留意事項

- グループの作成は必要最小限に留めること。
- グループ内で共有する個人情報の項目については、事前にグループのメンバーで確認すること。また、患者支援のために必要最小限の情報のみ共有すること。
- 患者・家族や家屋などを撮影する場合は、その都度、同意を得ること。
- 専門用語の使用などは極力避け、多職種で理解共有できるよう配慮すること。
- 職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解し、他者が不快とならないよう、表現に注意すること。
- 緊急時を除いて早朝や深夜帯に対応を求める書き込みは避け、相互に負担とならないよう注意すること。
- 情報共有システムによる情報共有を有効にするために、随時書き込みを確認すること。
- 患者への支援向上という目的の範囲のみで活用し、誹謗中傷や宣伝行為は行わないこと。

2. 個人情報保護等の責任について

患者の個人情報やプライバシー情報については、個人情報保護に関する法令、職務上知り得た秘密の漏洩についての法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、各事業所及びシステム利用者が個人情報保護・秘密の漏洩に対して、責任をもって適切な対応に努めてください。

また、誤って個人情報や秘密が漏洩した場合については、対象事業所及びシステム利用者が責任を負うものとします。

第5章 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは3省2ガイドライン、ガイダンス等が改定された場合には、本ガイドラインも必要に応じ見直しを行います。また、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加をしていきます。

改訂履歴

改訂日	変更内容
令和5年3月3日	初版
令和6年12月2日	ガイドライン及び利用同意書の一部文言を修正